

## 今回の収賄事件への緊急提案

議員総会：2016/10/28  
姫路市議会自由民主党

前代未聞の汚職事件への対応については、さまざまな角度から、第三者の意見も交えて検討すべきであるが、職員の動揺を抑え、市民の信頼回復のためには早急な取り組みが必要であります。

まず、再犯防止を徹底するのは当然ですが、この機会に職員の意識改革を進めるべきです。働き方改革の実行により『残業ゼロ』、『年休100%消化』の働きやすい職場環境を作り、快適な人生を過ごすための取り組みが必要ではないでしょうか。

市民が主人公の市政を実現するため、市長、議員、職員が全力でこの危機を乗り切るため、次のことを提案します。

### ① 姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及び規則の改正検討事項 (別紙1)

- 長時間に及ぶ時間外勤務の禁止
  - ・ 条例(規則)に反した者の氏名等の公表
- 職員相談窓口の設置
  - ・ 不当要求行為や困難な事案等に対する職員の相談センター
- 懲戒処分を受けた職員の氏名公表
  - ・ ある一定の処分を受けた場合【例:免職、停職、減給】
- 研修機会の義務化
- 業者との面談は複数で行う
- 工事担当の管理職は在任期間を制限する
- 改正後の見直し規定の導入
  - ・ ○年後に見直しを検討する

### ② まじめに働く職員に報いるために(別紙2)

- 勤務評定の見直し
  - ・ 優秀な者に対する成績率を高める
- 褒賞制度の充実
  - ・ 褒賞の増額

### ③ 不正防止のために、入札参加業者への対応(別紙3)

- 入札停止期間の延長、厳罰化
  - 1年6月～3年以内(登録抹消期間) ⇒ 3年にし、公表する
- 不正行為に伴う賠償金の額
  - 契約金額の10分の1 ⇒ 10分の2にする

### ④ 不正入札により被害を受けた入札参加者に対する補償の検討

### ⑤ 入札制度の見直し

- ランダム係数を用いた最低制限価格の算出(暫定的手法)
- 第三者を入れた入札制度の抜本的な見直し

### ⑥ 市長の任命責任

姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例及び規則の改正検討事項

(別紙1)

	追加検討項目	参 考
1	<p>長時間に及ぶ時間外勤務の禁止 ⇒ 条例(規則)に反した者の氏名等の公表</p>	<p>・長時間の超過勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあるとして、超過勤務の適正な運用及びその縮減を図り、併せて職員の心身の健康の維持を図ることを目的に掲げ、平成21年2月27日に人事院事務総局職員福祉局長から各省庁に対して「超過勤務の縮減に関する指針」が通知されており、その中で「1年につき、360時間を目安としてこれを超えて超過勤務をさせないよう努めること」などが示されている。</p> <p>～過重労働による健康障害防止のための総合対策について～ ・厚生労働省では、平成14年に「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」という通達を出しており、この通達は、過重労働による健康障害を防止することを目的としている。 ・長時間労働は疲労の蓄積をもたらし、さらに脳・心臓疾患との関連性が深いことは医学的にも認められている。厚生労働省によると、健康障害を発症する1か月前または6か月に渡り、月当たり45時間以内の時間外労働と健康障害との関連性は弱いことが指摘されている。しかし、45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、健康障害発症のリスクが徐々に高まっていくとされている。そして、「発症前1か月に100時間を超える時間外労働、または発症前2か月から6か月(いずれかの月)に80時間を超える時間外労働」をしたことが認められる場合、業務と健康障害発症との関連性が強いと判断されていることが示されている。</p>
2	<p>職員相談窓口の設置 (不当要求行為や困難な事案等に対する職員の相談センター)</p>	<p>・本市では公益通報制度(※1)があり、通報対象事実等が発見した場合に姫路市公益通報委員会に対して通報するもの。 ・職員は不当要求行為等の記録を行ったとき及び要望等が書面によりなされたときに、当該記録又は書面の内容を速やかに任命権者に報告することになっている。</p>
3	<p>懲戒処分を受けた職員の氏名公表 (ある一定の処分を受けた場合【例:免職、停職、減給】)</p>	<p>・本市における懲戒処分の公表 市政の透明性を高めるとともに、公務員の倫理の保持の徹底と職員による不祥事の再発防止を図るために、懲戒処分等を行った場合は、「姫路市職員の懲戒処分等の公表に関する指針」(※2)に基づき、公表することとしている。 公表内容:所属名、職名又は身分名、年齢、氏名(社会的影響が極めて大きい場合)、非違行為の概要、処分内容、処分年月日 【本市における氏名公表の現状】 ・公表:免職の処分を受けた者のうち、社会的影響が極めて大きい場合 ・非公表:免職(上記以外)、停職、減給、戒告の処分を受けた者</p> <p>・人事記録の記載事項等 職員の懲戒:停職、減給、戒告 【参照】内閣官房令及び人事院規則</p>
4	<p>研修機会の義務化</p>	<p>・研修の種類(姫路市職員研修規程から) ①自己研修:職員は、公務員としてふさわしい教養を高めるために、常に自ら研修に励まなければならない。 ②職場研修:所属長は、日常の執務を通じて、常に所属職員に対して適切な指導及び研修を行うように努めなければならない。 ③研修所研修:研修厚生センター所長は、職員の職務の複雑さと責任の度合いに応じて、職員として必要な基本的、専門的又は実務的な知識及び技能を習得させるため、研修基本計画に基づき適切に研修を実施し、職員の資質及び職務遂行能力の向上を図らなければならない。 ④派遣研修:所属長は、日常の執務に必要な専門的又は実務的な知識及び技能を習得させるため、職員研修所以外の研修機関又は団体等に所属職員を派遣して研修を行うことができる。研修厚生センター所長は、前記に定めるもののほか、研修基本計画に基づき職員を国、他の地方公共団体、他の研修機関又は海外に派遣して研修を行うことができる。</p> <p>⇒ 規程上は、研修の受講は義務ではなく、努力義務的な表記となっているものの、各階層別に受講すべき研修が設定されていたり、ポイント制が導入されている研修がある。</p>
5	<p>業者との面談は複数で行う</p>	<p>・不当要求行為等の対応の手引きにおいて、複数人対応を記載している。 【他都市の状況】 入札・契約等対応マニュアルで記載 ⇒ 大阪市・堺市(可能な限り)・高知市・延岡市・神戸市(なるべく)</p>
6	<p>工事担当の管理職は在任期間を制限</p>	<p>—</p>
7	<p>改正後の見直し規定の導入 (○年後に見直しを検討する)</p>	<p>—</p>

※1 公益通報制度

職員の職務執行に関して、刑法をはじめとする各種法令等に反する違法な行為等や個人の生命、身体、財産その他に重大な損害を与えるような事態(通報対象事実)が生じたり、または今まさに生じようとしていることを発見した場合に、姫路市公益通報委員会に対して通報することを行う。

方法:「公益通報票」に記入し、文書で行政管理課長や姫路市の顧問弁護士まで通報する。行政管理課長に通報する場合は、かしネットにある公益通報用メールアドレスを利用可能。

※2 姫路市職員の懲戒処分等の公表に関する指針(抜粋)

第2 公表する懲戒処分等

任命権者は、次に掲げる懲戒処分等を行った場合は、処分の内容を公表する。

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分(免職、停職、減給及び戒告)
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合の地方公務員法に基づく休職処分
- (3) 上記以外の処分、社会的影響等を勘案し公表する必要があると認められるもの

	項 目	参 考
1	<p>勤務評定の見直し (優秀な者に対する成績率を高める)</p>	<p><b>【本市の現状】</b>                      ・勤勉手当：課長以上において、勤勉手当の成績率を導入                          特に優秀 … 1.000月                          優 秀 … 0.885月                          良 好 … 0.770月                          良好でない … 0.770月未満                      ※ 課長補佐以下 0.800月                      なお、人事評価制度導入後の支給月数については、市労連と協議中</p> <p>・昇給号給数                          課 長 以 上    極めて良好 … 8号給以上                                          特に良好 … 6号給                                          良 好 … 3号給                                          やや良好でない … 2号給以下                          課長補佐以下 極めて良好、特に良好 … 8号給以上                                          良 好 … 4号給                                          やや良好でない … 3号給以下</p> <p>～人事評価制度～                      地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月に人事評価制度を導入。同制度は、評価結果を、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料として活用しようとするものであるが、評価を行う過程において職員一人ひとりが自ら成長していく、また、評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や業務改善等にも寄与する制度である。</p> <p>☆人事評価制度導入の最大の目的                      人事評価の導入の目的は様々あるが、本市における最大の目的は、人材育成への活用です。すなわち、自己評価を行うこと、評価結果を本人に開示し上司と面談を行うことにより、現在の自分の能力の強い部分や弱い部分を客観的に知り、評価結果を今後の能力開発に活用することが最大の目的である。</p> <p><b>【評価方法】</b>                      被評価者の職務上の行動を評価の着眼点に照らして評価を行うもので、他の職員との比較による優劣によって評価するものでない。人事評価は、人材育成、組織パフォーマンスの向上や適材適所の人材配置・メリハリある給与処遇に活用する。このため、他の職員との比較ではなく、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人一人の職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する仕組みとする必要があることから、絶対評価により行うこととしている。</p> <p><b>【評価の種別】</b>                      1. 能力・行動評価：職員の職務上の行動等を通じて発揮された能力を把握したうえで評価を実施。※潜在能力・保有能力では評価しない。                      2. 業績評価                          目標管理評価：職員自らが具体的な業務の目標を立て、その達成度を把握したうえで評価を実施。                          その他業績評価：目標管理を行う業務以外に担当する業務(その他の通常業務等)について、その質、結果や進捗状況といった観点から評価を実施し、業績評価を補足する。</p> <p><b>【評価結果の給与等への活用】</b>                      人事評価の結果については、勤勉手当(成績率)、昇給査定、昇任・昇格の基礎資料として活用される。</p>
2	<p>褒賞制度の充実 (褒賞の増額)</p>	<p>・褒賞制度として考えられるのは「職員提案制度」のみと考えられる。</p> <p>～職員提案制度～                      市行政の事務処理について、職員の提案活動を促進することにより、職員の研究心及び職務意欲の高揚を図り、もって行政運営への職員参画及び行政運営の向上に資することを目的としており、職員は常に創意工夫を図り、積極的な提案活動に努めるものとし、部局等(局、部、室、課及び出先機関)の長は、職場内の提案活動の積極的な推進に努めることとされている。</p> <p><b>【提案の種類】</b>：アイデア提案、カイゼン提案  <b>【提案の内容】</b>：1. 経済的効果(経費、作業時間、人員配置の削減、収入の増加)                      2. 行政的効果(市民サービスの向上、事務及び作業能率の向上)  <b>【備考】</b>：提案者に審査結果の通知及び表彰・褒賞の授与                      (最優秀賞 50,000円、優秀賞 30,000円、優良賞 10,000円、奨励賞 5,000円、努力賞 2,000円、参加賞 300円)</p>

	項 目	参 考
1	入札停止期間の延長、厳罰化 ⇒ 公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市契約事務取扱要綱〔抜粋〕 (登録の抹消) 第6条 第3項 市長は、登録業者が姫路市入札参加資格制限基準(※1)による資格制限を受けたときは、当該登録業者を登録名簿から抹消するものとする。</li> <li>・姫路市契約規則〔抜粋〕 (賠償の予約) 第39条の2 市長は、契約の相手方が当該契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は契約の相手方が代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が当該契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、<b>契約金額の10分の1(※4)</b>に相当する額の賠償金を徴収する。契約を履行した後も同様とする。 同項 第4号 刑法第96条の6(※2)又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。 第5号 刑法第198条(※3)の規定による刑が確定したとき。</li> <li>・姫路市登録業者指名停止等措置要綱〔抜粋〕 (情報の公表) 第11条 市長は、指名停止に関する情報を公表するものとする。ただし、別表第1その他の款17の項第2号に該当する場合(登録業者等が金融機関から取引停止となったとき)の指名停止に関する情報については、この限りでない。 公表内容：商号又は名称、所在地、措置日(適用日)、期間、事由</li> </ul>

## ※1 姫路市入札参加資格制限基準(抜粋)

- 2 入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、それぞれ当該各号に定める期間、その者を入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (2) 次のいずれかに該当したために、競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたと認められたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき 1年6月以上3年以内 ⇒ ※5
- ア 偽計又は威力をもって入札の公正な執行を妨げ、起訴されたとき。
- イ 競争入札において、公正な価格の成立を害し、起訴されたとき。
- ウ 競争入札において、不正の利益を得る目的をもって連合し、起訴されたとき。
- エ その他アからウまでに類する行為をしたとき。

## ※2 刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)

- 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

## ※3 刑法第198条(贈賄)

第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

## ・第197条(収賄、受託収賄及び事前収賄)

- 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。
- 2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、五年以下の懲役に処する。

## ・第197条の2(第三者供賄)

公務員が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

## ・第197条の3(加重収賄及び事後収賄)

- 公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の有期懲役に処する。
- 2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。
- 3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

## ・第197条の4(あっせん収賄)

公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

## ※4 根拠は不明

平成21年に岩見沢市において、契約に関して不正行為があった場合の賠償金(不正行為に伴う賠償金)の額を「10分の1」から「10分の2」に引き上げ。

## ※5 地方自治法施行令〔抜粋〕

(一般競争入札の参加者の資格)

## 第167条の4

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について**三年以内の期間**を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の第二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の仕事の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

⇒ 地方自治法施行令第167条の4に基づき、3年以内としたものと推測される。